

○議事日程

令和7年10月24日（金） 第4日

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

9 名

1 番	倉 内 貴 成 君
2 番	小 棚 正 子 君
3 番	廣瀬 恵理子 君
5 番	松 本 曜 大 君
6 番	三 宅 祐 司 君
7 番	松 原 浩 二 君
8 番	渡 邊 憲 司 君
9 番	加 藤 雅 浩 君
10 番	小 島 英 雄 君



○欠席議員

1 名

4 番	長谷川 淳 君
-----	---------



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後 藤 友 紀 君
副 町	長	傍 島 敬 隆 君
教 育	長	野 原 弘 康 君
総 合 政 策 部	長	安 田 悟 君
総 務 部	長	服 部 貴 司 君
こ ど も 未 来 部	長	三 輪 学 君
健 康 福 祉 部	長	堀 塙 康 伸 君
住 民 部	長	小 野 木 崇 夫 君
基 盤 整 備 部	長	板 橋 篤 志 君
会 計 管 理 者	者	井 上 哲 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 摂 田 真 広
書 記 高 木 明 美

開議

午前10時00分 開議

○議長（加藤雅浩君） ただいまから会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は9人であります。

欠席議員は長谷川 淳議員であります。

定足数に達しましたので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入る前に申し上げます。

昨日の小島英雄議員の一般質問の発言中に不適当な発言がありましたので、後刻記録を調査の上措置いたします。

日程に入ります。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤雅浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番 小島英雄議員、及び1番 倉内貴成議員を指名いたします。

第2 一般質問

○議長（加藤雅浩君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問を始める前に、昨日も申し上げましたが、質問者に申し上げます。

伝聞や臆測など根拠に乏しい発言は避け、質問は簡潔にしてください。

理事者の答弁時間も考慮し、持ち時間内に収まるよう発言してください。

不適当・不穏当な言辞があったと認められるときは、議長職権により発言の取消しを命じことがあります。

執行部側に問いかける発言以外に、持論の展開や出来事の紹介などが多くならないように注意してください。

発言の通告がありますので、順番に発言を許します。

5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 皆さんおはようございます。

5番議員 松本です。

議長のお許しをいただきましたので、大きく2項目、分割質問方式にてご質問させていただきますのでよろしくお願ひします。

では、まず1項目め、今後の各有料化事業に向けた取組ということで、今回議員選挙も数十年ぶりに行われまして、メンバーも一新されたというところもあるんですが、その中で今回はいろいろご質問させていただくこともある中で、まずはこの期間中に住民の方からいろいろお話の出たところで2点質問をさせていただくというところで進めていきたいと思いますんで、よろしくお願ひします。

まずこの取組ということで1つ目、ごみ有料化事業ですね。こちらの説明会が3回行われましたが、これについて町民の理解や同意を得られたかというところで、今回3回の説明会で住民に対し、事業の理解を十分に深めることができたと行政側は感じておられるかどうか。また、町民から直接声を聞いたものも含め、課題や懸念事項について、本事業、来年の4月1日が本事業開始になるかとは思いますが、開始までに何か内容の修正であったり、改善される点はあるのか、お尋ねをします。

2点目、ごみ処理費用の変化について、こちらについては、様々にこれまで行政側からこのように数値としては変化をするということで伺っているところですが、どうしても私自身の理解力のなさというところも大変申し訳ないんですが、もう少し分かりやすく、ごみ処理全体ですね、もう本当に全ての品目を合わせたものに関してかかる総額はどれだけあって、これが事業開始前と開始後どのように変化をするのか、まずお尋ねします。有料化をしなければどういう状況が生まれてくるのか、現時点での概算での数値でも構いませんが、その点をご説明ください。

あわせて、この有料化事業を行うことで、収入の部分、手数料収入が発生するかと思いますが、この点についてもご説明、お話をお願ひしたいと思います。

住民の方からのお話もそうですが、正直分かるようで分からない。どういうふうに動いていくのか分からない中で事業が進んでいくような気がしていますので、その点をご説明いただかないとなかなか理解は深められないのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

3点目、有料化による収入の使い道とはということで、先ほどの質問で金額等をご提示いただくかとは思うんですが、ごみの排出量の抑制、あと、自治会の負担軽減、この有料化事業の目的としてこれは理解できますが、自己搬入処理手数料の収入として、令和8年の見込みで私が聞いているのはおよそ1億4,700万というふうには聞きましたが、この収入、町にとっての収入は住民の皆さんへの負担になるかと思います

が、この負担の部分を住民の方に有料化事業をするということで求めていく、反面、さらに自己搬入をお願いしますということでは有料化事業をするということでのメリットが薄れてくるというか、住民サービスを低下させてしまうというところでは本末転倒ではないかというふうに考えているところであります。この手数料収入はサービス低下などの抑制に充てていく、そういうお考えはあるのかどうか、お尋ねさせていただきます。

4点目、地域の特性や排出状況を踏まえた収集方法をということで、主に縁ごみを例にしますと、庁舎のあるこの八剣の地区と私の住んでいる平島では、田んぼや畠、畦畔の状況も含めて縁ごみの搬出量というのは大きく異なっていると思います。岐南町は南北2キロ、東西4キロの小さい町ではありますけれども、それぞれの地域でこのごみの搬出の内容というのは変わっているのではないかというふうに私は認識しています。なので、この有料化事業、一律にこういうふうに回収方法というのはあるとは思うんですけど、この地域の状況、あと、この地域の特性を踏まえた収集方法を検討していってはどうかというふうに考えます。

また、既に私たちの地域もそうですが、ボランティアの方に畦畔の整備というか、畦畔の除草作業をいろいろやっている高齢者の方もすごく積極的に町のためにというか、自分たちの居住環境をよくするために働かれている、動かれている、活動されている部分もありますが、今の一括搬入という形になるとこういった活動が、阻害ではないんですけど、活動が鈍くなってくるような思いが私にはあります。これが結果的に畦畔や民地などの環境悪化を招いてくる可能性はないかというふうに思うところではありますが、見解をお願いします。

最後5点目、上下水道料金の改定について。

今回の議会でも料金改定については上程されている案件ではありますけれども、まず令和8年4月以降の使用分から適用とするということを適切と判断されたその根拠をお示しください。

私も監査委員を務めましたが、毎年の決算の報告書、監査報告書の中では、監査委員の方からのお言葉で、特に下水道事業においては健全経営の安定化に努めるように期待するものであるという意見は、これはもう過去の監査報告書においても毎度書かれていたことかとは思いますけれども、令和7年度に発足した料金改定の経営審議会、以前にもこういったご意見に対してどのように考えておられたのか、取り組んでこられたのか、併せてご説明をいただきたいと思います。

もう一点は、ごみの有料化事業と同じように、こういった住民の皆さんに直結する問題でもありますから、住民説明会など住民の皆様に一層の周知や理解を深めるため

の取組があるのかどうか、お尋ねいたします。

以上5点、まずはご答弁のほどをよろしくお願ひします。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） おはようございます。

松本議員の1項目め、今後の各有料化事業に向けた取組についての1番目のご質問、説明会で町民の理解や同意は得られたかについてお答えいたします。

ごみ有料化の導入にあっては、ごみ処理に係る町の課題の解決を図るため、有識者や町議会、地域住民などにより岐南町廃棄物処理対策協議会が設立され、課題の整理や有料化の対象とする品目の整理、料金の検討などが行われてきました。

令和6年10月、岐南町におけるごみ処理の基本方針について、提言書が協議会より町に提出されました。協議会からの主な提言は、ごみ処理手数料について、可燃ごみについては周辺市町のごみ袋価格などを踏まえ、45リットル、1袋当たり50円とすること、燃える大型ごみと不燃ごみは粗大ごみに統一し、拠点回収場所に持ち込む場合、10キロ当たり200円とすること、事業系可燃ごみ、事業系粗大ごみは、処理費用原価相当額の負担を求めるごみの分別回収方法について、粗大ごみの拠点回収方式を導入することを基本とし、拠点へ持込みができない方への配慮を実施すること、指定ごみ袋購入場所について、住民サービスの向上のため近隣市町の店舗でも購入できるよう購入場所の拡充を求めるごとでございます。

町では、協議会からの提言を受け、また自治会の在り方検討会や環境美化監視員、またパブリックコメント等の意見を踏まえ、令和7年3月、岐南町ごみ有料化の基本方針を定めました。主な内容は、協議会からの提言のとおりでございます。

令和7年3月、岐南町議会定例会においてもご審議いただき、基本方針で定めた有料化の金額を規定した、岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例が改正されました。この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

ごみ有料化とごみの出し方の変更に関する住民説明会は令和7年5月に校区ごとに開催し、延べ約500名の方にご参加いただきました。また、住民の皆様のご理解を深めるため、広報紙や町ホームページ、チラシの全戸配布、自治会回覧等を通じて広く情報提供を行っております。

加えて、令和7年10月からのごみの出し方変更に合わせ、自治会ごとの燃える大型ごみの最終収集日には全ての自治会の収集に町の職員が立会いを行い、大量に排出された燃える大型ごみの整理のお手伝いをさせていただきました。現地での確認や住民の皆様との対話から、直接ご意見を伺う機会といたしました。住民の皆様からは、自己搬入施設について、出せるごみの種類や持込み点数についての確認やご質問、指定

ごみ袋について、現在の指定ごみ袋の使用期限や新しい指定ごみ袋の仕様や販売方法についてのご意見などが寄せられました。これらの対話の中でのご意見も踏まえ、自己搬入施設の運用や新しい指定ごみ袋の仕様や販売方法について制度設計を行っていくとともに、一層のご理解を深めてまいります。

続きまして、2番目のご質問、ごみ処理費用の変化についてお答えいたします。

令和6年度のごみ処理に係る委託料と負担金は合わせて6億5,000万円、岐阜羽島衛生施設組合負担金が1億6,000万円、合計で8億1,000万円でした。

令和7年度のごみ処理に係る委託料と負担金は、ごみ有料化に伴う一時的な処理量の増加やごみの出し方変更に伴う諸経費で前年度より増額し、予算額で6億6,000万円、岐阜羽島衛生施設組合負担金は、新ごみ処理施設の建設により増加し、3億円、合計9億6,000万円となっております。

令和8年度のごみ処理に係る委託料と負担金は、見込額で6億5,000万円、岐阜羽島衛生施設組合負担金は、新ごみ処理施設の建設とその公債費により増加し、5億9,000万円、合計12億4,000万円となってございます。

新ごみ処理施設の稼働が開始する令和9年度は、ごみ処理に係る委託料と負担金は、可燃ごみの積替えによる県外への運搬と処分が終了するため大幅に減額し、見込額で3億円、岐阜羽島衛生施設組合負担金は5億1,000万円、合計で8億1,000万円となっております。

岐阜羽島衛生施設組合負担金については、新ごみ処理施設の建設と運営に係る費用を構成する岐阜市、羽島市、笠松町、岐南町にて負担しております。お示しした見込額は平成29年度にごみの予想搬入量によって行われたシミュレーションによるもので、岐南町の負担割合は20.04%となっております。当時は構成する市町全て無料でごみ処理をしておりましたが、現在は既に羽島市、笠松町が有料化を実施、岐阜市も有料化を決定してごみの減量が進められております。岐南町だけが無料で処理を維持した場合、負担金が大幅に増加することとなります。

なお、令和8年度の一般廃棄物処理手数料による収入は、事業系一般廃棄物処理手数料として6,200万円、家庭系一般廃棄物処理手数料として5,800万円、合計で1億2,000万円を見込んでございます。

続きまして、3番目のご質問、有料化による収入の使い道とはについてお答えいたします。

先ほどもお伝えしましたように、令和8年度の一般廃棄物処理手数料による収入は、事業系一般廃棄物処理手数料として6,200万円、家庭系一般廃棄物処理手数料として5,800万円、合計で1億2,000万円を見込んでおります。

手数料収入については、新たに地域のごみ収集場所の維持管理やごみ出し困難者に対する新たな支援に活用するほか、今後予定する清掃事業及び環境衛生事業の費用やごみ処理施設更新費用に充てることを目的に、環境基金に積立てを行い、それらを除く全額を当該年度の清掃事業費に充当する予定といたしております。

新たに実施を予定しております地域のごみ収集場所の維持管理は、家庭から排出される可燃ごみや資源ごみのステーションを管理する自治会に対し、協力金を支払うことと検討しております。

また、自己搬入施設への搬入が困難な家庭から排出される粗大ごみの訪問収集を依頼する高齢者などの世帯に対して、訪問収集の費用を負担軽減することを目的に、粗大ごみの訪問収集に係る収集運搬費の一部を助成する事業を予定してございます。

現在行なっておりますごみ減量化等に関する助成金をはじめ、今後、可燃ごみの資源化調査研究やリサイクル資源の収集方法変更など、必要となる環境衛生事業の財源とするため、環境基金に積立てを行います。

新たに実施する事業や環境基金への積立てを除く手数料収入につきましては、現在9億円超を要しております清掃事業費の一部として全額充当予定としております。

続きまして、4番目のご質問、地域の特性や排出状況を踏まえた収集方法についてお答えいたします。

岐南町におけるごみの課題の中に、近隣市町のごみの流入の懸念、また、環境美化監視員や自治会の負担がございます。

燃える大型ごみ・不燃ごみなどの粗大ごみ、プラスチック製容器包装類・瓶・缶・ペットボトル・トレー・発泡スチロール・紙・古着類・紙製容器包装類・雑紙などのリサイクル資源、緑ごみについては、これまで自治会ごとの収集場所で回収を行ってまいりました。回集日には、町から委嘱している自治会の環境美化監視員、自治会長、自治会役員を中心に立ち当番によりご協力をいただいています。地域の皆様のご協力により、長年にわたり町の環境美化が図られている一方、回集日は年間24回あり、当番が負担になってきていることから、これまでのやり方を今後継続していくことが困難となっていました。すみません、回収日は年間42回あり、今後継続していくことが困難となっていました。

拠点回収の導入はこれらの課題に対応するものでございます。近隣市町のごみの流入を防止し、自治会ごとのステーションでの回収日が減少することから環境美化監視員や自治会の負担を軽減いたします。奇数月の第3日曜日の清掃の日や、それ以外の日に自治会が行う地域の清掃や草刈りに伴って出たごみにつきましては、これまでどおり委託業者が回収に伺います。

続きまして、5番目のご質問、下水道料金の改定についてお答えいたします。

日本の人口は全国的に減少傾向にあり、本町についても近い将来、人口が減少に転じると推察されています。それに伴い給水人口も減少していくことや、節水型器具などの普及により水需要も減少すると予想されます。これにより使われる水道水が減少すれば、下水道に排出される汚水も同様に減少し、各使用料金が低下していくものと考えられます。

また、物価や労務費の上昇、エネルギー価格の高騰により、事業運営に必要な経費も増加傾向にございます。これを踏まえ、水道事業及び下水道事業の安定したサービスを継続するため、中長期的な収支計画である上下水道事業経営戦略の見直しを令和6年度に行いました。現行の水道料金のままでは、令和5年度以降の収支が赤字となり、経営維持のために内部留保資金を使用し、令和19年度には資金残高がマイナスになる見込みが示されております。

現行の下水道使用料についても、経費回収率が6割程度を推移しており、経営維持のために一般会計からの繰入金に依存することになります。このような経営状態を踏まえ、今年度に上下水道事業経営審議会を設置し、水道料金、下水道使用料の在り方について審議会に諮問いたしました。

料金改定時期の決定については、公益社団法人日本水道協会の水道料金改定業務の手引きと、公益社団法人日本下水道協会の下水道使用料改定の基本的な考え方についてという図書資料に基づき、十分な周知期間が必要であることから、周知を3か月から6か月の期間確保できるよう進めてまいりました。また、多くの自治体でも料金改定の周知として、数か月から半年の期間を設けております。

経営審議会においては、他の自治体でも半年程度の周知期間を設けていることや、各協会での十分な周知期間が3か月から6か月となっていることについて事務局から説明し、料金改定時期について審議を行っていただきました。

その結果、答申にもございますように、料金の上げ幅として、水道料金収入を19%引き上げ、下水道使用料収入を60%引き上げることが決まり、改定時期は令和8年4月以降の使用分から適用されることとなりました。

下水道事業における経営審議会以前の取組についてですが、岐南町の下水道使用料は、供用開始の平成3年から現在に至るまで料金改定を行っておりません。今年度に設置した経営審議会が初めての料金改定に向けた取組となりました。

住民への周知や理解を深める取組といったしましては、令和8年4月の料金改定に向けて、検針時の検針票や広報紙、ホームページなどで周知を行い、ご理解いただけるよう丁寧に説明をしていきたいと考えております。以上でございます。

すみません、先ほどの答弁の中でお話しさせていただきました、平成29年度ごみの予想搬入量によって行われたシミュレーションによるもので、岐南町の負担割合を私、20.04と答弁いたしましたが、正確には23.04の誤りでした。申し訳ありません。訂正いたします。以上、よろしくお願ひします。

○議長（加藤雅浩君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございました。

再質問、3点させていただきます。

まず、令和6年度までの有料化事業前のごみ処理費用がおよそ8億円、令和7年、8年は施設建設、制度準備ということもあって、一時的に金額が増加するということはありますけれども、令和9年度以降はまた8億円と、費用は従前、有料化前と変わらないというお話だとは思います。ただ、収入の部分は有料化事業で始まりますので、この部分は1億以上、算出の時期というところもあるんですけれども、1億は超えてくるのかなという中で、この収入は私が先ほど述べた行政サービスを低下させるのではないかというところ、新たな事業も含めてここに充当、あてがうというお話は理解しました。

先ほどの3番目の質問になりますが、ご答弁の中で清掃事業費に充当するというふうにお話がありましたが、この手数料収入、要は住民サービスの削減によってこれらは得ているものもあり、私は、この手数料収入は全額このサービス低下分に充当されるべきというふうに考えていますけれども、いかがでしょうか。清掃事業費については今後も減少していくという見込み、人口減少もあるでしょうけれども、でもあり、来年、再来年は一時的な増加はあっても、これらについては従来どおり町税をもって処理をしていけばいいのではというふうには考えています。

また、この手数料収入も1億ちょっと、1億3,000万、4,000万か2,000万、3,000万という額だとは思うんですけれども、新たに実施される事業にあてがった後に積み立てるというお話もいただきましたけれども、この残額程度では積立てと言えるレベルの基金もできるのかどうか、ちょっと疑問に思うところがありますので、その点をお尋ねします。

2つ目、4番目については、4番目の質問で地域の特性、排出状況を踏まえた収集方法をということでご質問させていただいておりますけれども、ちょっとご答弁になっていたかというところがありますので、先ほど、例に緑ごみの搬出量のところでお話をさせていただいたかと思うんですけれども、今のご答弁でいきますと、回答としては、拠点回収の導入は自治会、美化監視員の負担軽減を目的としたものであり、搬出側の負担や環境悪化のことは想定していないというふうに捉えてよろしいのでし

ようか、ご答弁を改めてお願ひしたいと思います。

3点目ですね。3点目は上下水道の件になりますけれども、この点について改定するべき根拠や周知などの手順というものは理解できました。ただ、これまでの収支状況や監査委員からの意見書に対して、当町としてどのような判断や方針、計画があつたということはご答弁いただいていませんので、改めてご答弁をお願いしたいと思います。

私の主観にはなっていますが、料金改定の諮問、また、改定を行うタイミングというものは、先ほどのご答弁にもありましたけれども、供用開始が平成3年ということであるならば、これまでにも十分検討できたのではというふうに思います。現状、物価高騰による生活、この困窮が叫ばれている中で、令和8年度、4月1日からはこのごみ有料化事業、今回議案にも出ていますけれども、公共施設の利用料をアップさせる改定、そしてこの上下水道の料金改定、これもアップですけれども、これらを同時に全て行うというふうに、値上げをするということを考えられたその考え方、根拠というものもう一度お示しいただきたいと思います。

3点、再質問になりますが、よろしくお願ひします。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　松本議員の1項目め、今後の各有料化事業に向けた取組についての3番目の再質問、清掃事業費等についてお答えいたします。

ごみ有料化及び自己搬入施設への移行は、単に費用回収を目的とするものではございません。ごみ減量を第一の目的とし、近隣市町からのごみの流入や自治会の負担軽減といった町が抱える諸課題を解決するために行うものでございます。具体的には、排出量に応じた負担を導入することで過剰排出を抑え、自治会の立ち当番の負担軽減や近隣市町からのごみの流入抑止を実現とすることを目的といたしております。

ごみの処理経費は物価高騰などの理由により年々増加しており、住民説明会の資料でも1袋、7キロ当たりに係る処理費用は約500円と説明してございます。今までその全てを税金で賄っていたところをごみ有料化にすることで、その費用の一部を財源として充当するものでございます。

また、環境基金への積立ては施設更新の財源も含む予定ではございますが、施設更新に係る費用全てを賄えるほどの基金額と考えておらず、更新時期が来た際に財政負担を少しでも軽減できるよう積み立てておくための基金と考えてございます。

続きまして、4番目の再質問、緑ごみの対応についてお答えいたします。

先ほどもご答弁させていただきましたとおり、ボランティアの方や自治会で行う回収については、今後も引き続き委託業者が回収してまいります。

続きまして、5番目の再質問、水道料金の改定についてお答えいたします。

先日の委員会でもご説明させていただきましたが、令和6年度岐南町水道事業会計の決算審査意見書の審査意見として、経営の健全性を示す経常収支比率が99.8%、料金回収率は98.57%となり、健全経営とは言えない状況でございます。また、下水道事業会計の決算審査意見として、収益は前年と比べて増加しているものの他会計負担金によるところが大きく、自主財源で賄えているものではないとございました。公営企業会計は独立採算を原則としてございます。水道事業、下水道事業ともに歳出を抑えて事業を行ってきましたが、水道事業は令和5年度、令和6年度決算において純損失を出してございます。

また、下水道事業においては、一般会計からの繰入金に依存しなければ事業が行えない状況であります。令和7年度予算においては、両事業ともに収益的収入及び支出は赤字計上となってございます。このような経営状態では、将来において今と同じサービスを提供できなくなります。町民の方々に将来においても今と同じサービスを提供し続け、持続可能な事業運営を行うためには、令和8年4月からの料金改定が必要と判断いたしました。

ごみの有料化、上下水道料金の改定と町民の方々には大変ご負担をおかけいたしますが、ご理解していただきますよう、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございました。

では、2項目めの質問に移ります。

住みよい生活環境づくりに向けてで1点目、当町における住民生活環境の実態とはということで、この岐南町は大半が市街化区域、準工業地域であり、ある意味自由な土地の利用ができる状態にあります。ただ、住民の皆さんにとっては、例えば隣に巨大な建物や工場が建てられてもどうにもならない、営業時間を過ぎての営業があったり、騒音、道路ではなく私道などにおいて通行を妨げるような個人の所有物や樹木など、この岐南町内には法を擦り抜けて問題となっているような状況がある中で当町が相談を受けている、または未解決となっているような案件はないか、その内容と件数をまずはお聞きします。

2点目、交通事故多発地域の対応の状況とは。これも、私のちょうど選挙期間中にもなるんですが、本当に交差点のところで事故が発生したのを目の当たりにしたところではありました。トラックと乗用車が横転しているような状況で、幸いにして負傷者の方はおられませんでしたが、その場所は本当に月に1回ぐらい事故があるのではと思うほどの多発場所でもあります。今のところ最悪の死亡事故というものは発生し

ていないうすけれども、やはり事故というものは発生してからでは遅いと思っています。

町内における事故多発地域のベストファイブをまず挙げていただいて、その内容と対応策、進捗状況と見通しをお尋ねします。また、この改善ですね。対応でそれほどどの予算が必要となってくるのか、こちらも併せてお尋ねします。

3点目、法の整備によるまちづくり、こちらは1番の住民生活環境の実態というところにも関わってくるところではあるんですが、世代間の常識、考え方の乖離というものはこれからますます広がっていくと認識しています。過去のような地域性や人間関係に期待するのではなく、分かりやすく、法の整備によるまちづくりがこれからは必要になってくるのではと考えております。それは、住民の皆さんの意識改善のみならず職員の方の行動意欲やストレスの低下、住民サービスの向上にもつながり、信頼関係の高まりに通じる部分があると考えています。

近隣の騒音、樹木のはみ出しなど住民間のトラブルに関しても、岐南町生活環境の保全に関する条例に具体性を持って明記することや、新たに当町独自の条例や規則の整備によって公表や罰則規定まで設けることが必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。また、そういったことが難しい、できないのであれば、この問題はどのように解決していくことができるのか、お考えをお尋ねします。

以上3点になります。よろしくお願ひします。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　松本議員の2項目め、住みよい生活環境づくりに向けての1番目のご質問、当町における住民生活環境の実態とはについてお答えをいたします。

都市計画区域内の土地利用は、都市計画法に基づく基本方針の下、用途地域などの規制によって定められており、住民生活の環境保全と地域の発展を両立させる枠組みとして運用されております。そのため、土地の利用には一定の制限は課せられておりますが、制限を満たす建築物につきましては、町として独自に制限を課すことは困難となってございます。そのため、議員が例えに出された、大型施設が建設されることに伴い地域住民の生活環境に影響が及ぶ場合は、建築主と地域住民との丁寧な対話が求められると考えております。

なお、現在、法を擦り抜けて問題となっている事案はございませんし、都市計画法に関連して町で相談を受けている事案や未解決事案もございません。

続きまして、2番目のご質問、交通事故多発地域の対応状況とはについてお答えをいたします。

議員ご質問の町内における交通事故多発地域のベストファイブにつきましては、岐南町公式ホームページに掲載しております岐南町ヒヤリハットマップに町内の交通事故危険箇所として5つの交差点を挙げてございます。

その内訳は、1つ目、みやまち4丁目地内の中央通り交差点、2つ目、徳田1丁目地内の国道21号線高架下、3番目、平成1丁目地内の国道22号線高架下、4番目、伏屋4丁目地内の伏屋中排通り交差点、5つ目、平島5丁目地内の平島中排通り交差点、先ほど松本議員がおっしゃられた交差点となってございます。この5か所は過去数年の交通事故発生状況などを踏まえ選定したものであり、いずれも見通しが悪い、優先道路が分かりにくいなど交通事故を誘発する危険度が高く、早期対策の必要性があるものと考えております。

これに対して、町では、迅速かつ有効な対策推進に心がけて対応してまいりました。1番目のみやまち4丁目地内の中央通り交差点につきましては、本年6月に交差点内のカラー舗装工事を実施しました。2番目の徳田1丁目地内の国道21号線高架下につきましては、昨年9月に交差点内のカラー舗装と区画線修繕工事を実施いたしました。3番目、平成1丁目地内の国道22号線高架下につきましては、昨年2月に交差点内のカラー舗装と区画線修繕及びカーブミラーの増設工事を実施いたしました。4番目の伏屋4丁目地内の伏屋中排通り交差点につきましては、本年6月に赤色回転灯修繕工事を施工いたしました。

また、先ほどの平島5丁目地内の平島中排通り交差点につきましては、町が警察、岐阜県、岐阜土木事務所との合同現場点検を主導し、今年の7月1日に同交差点において対策協議をした結果、大幅な交差点改良が必要と結論づけ、区画線の引き直しによる車道幅の減少や交差点手前の注意喚起用路面標示の見直しなどを内容とする大幅な改良工事を設計・積算しており、年内の工事着工に向けて手続を進めているところでございます。

以上が、町内における交通事故多発地域に対する対策の推進状況となりますが、工事に必要な予算といたしましては、交差点内のカラー舗装など小規模工事でも数十万円、平島5丁目地内の平島中排通り交差点のような大幅な路面標示改良工事では200万円以上の予算執行が見込まれております。

本年の岐南町地内における交通死亡事故の発生ゼロを継続していくためにも、必要な予算を確保し、今後も交通安全対策協議会での意見も踏まえながら、交通事故防止対策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、3番目のご質問、法整備によるまちづくりについてお答えをいたします。

近隣の騒音や樹木のはみ出しといった住民間のトラブルは、生活環境の保全と地域の良好な関係を確保する上で極めて重要な課題であり、ご提案のとおり、現行の条例の具体性を高めることでトラブルの未然防止と迅速な解決につながると認識しております。

条例を具体的に整備し、町独自のルールを設けることは、町民の安心感を高める有効な取組であると考えます。一方で、行政は民事不介入の原則の下、個別の民事紛争そのものの裁定や強制的な解決を行う権限を持っておりません。

住民からの相談があった場合には、地域全体への影響がある問題や、条例や法律に基づいている問題は町や関係機関で対応できますが、隣地間の樹木越境のような個別の民事問題については、町は所有者等に樹木剪定のお願いをすることはできますが、改善が見られない場合は法律の専門家等に相談していただくことを前提としてご案内をいたしております。

現状の町の法体系について申し述べますと、岐南町生活環境の保全に関する条例はいわゆるごみ屋敷への対応を想定して制定されたものの、実際には複数の規程が混在しております、分かりにくさが生じている点は否定できません。また、岐南町飼い犬等のふん便の防止に関する要綱、岐南町あき地の環境保全に関する条例、岐南町を清潔で美しいまちにする条例、自動販売機の設置条例です、といった関連規程が併存しております、どの規程がどの事案に適用されるのか、町民にとって把握しにくい状況が生じております。

そのため、民事不介入の原則を前提としつつ、町として果たすべき役割を整理するとともに、一つの条例体系として統一するなど、他市町の条例等も調査・研究し、改定することも視野に入れ、対応していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございました。

1点、再質問をお願いします。

先ほどのご答弁で民事不介入というお話をありましたし、法に触れた案件はないということでお話をいただきました。ただ、法には触れてはいないけれども、結果的に住民の皆さん的生活環境が脅かされるという結果は現実あると思います。それでは本末転倒ではないかなと思います。サイレントマジョリティーとあるように、多くの方は声を上げてはいません。それはなぜならば、慣習や慣例、常識によって改善がなされるものと考えておられるからだと私は考えておりますが、これらの定義が年々崩れできていることは間違いないかと思います。むしろ、言った者勝ち、騒いだ者勝ちといった風潮さえあるように思います。時代や個々の価値観は大きく変化してきていま

す。結果的に民事不介入ということで失われる生活環境はどのように町として担保していくのか、時代に即した条例等の整備や罰則規定を検討していく上で現行法が障害となる場合において、町としてはそれと争う余地があるのか、あくまでも上位法に従わざるを得ないのか、お聞きします。

私がよく関わりのある部署というのは基盤整備部になるんですが、基盤整備部の方の活動というのはすごく迅速に対応していただいていると私は認識しています。先ほどの民事不介入、こういった上位法のせいで、この職員の方の活動が抑制される、本当はもっと活動したいのにできないという状況は何とか打破できる部分はあるのかというところを常日頃考えるところでもありますので、今の点、ご回答をいただければと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　松本議員の2項目め、住みよい生活環境づくりに向けての3番目の再質問、民事不介入についてお答えをいたします。

民事不介入の原則は、私人間の紛争を行政が直接解決することを原則として禁ずるものですが、住民生活の環境悪化を公的に放置することを意味するものではございません。

民事不介入の原則は、私人間の紛争解決を行政が代行する権限を与えませんが、生活保全をめぐる公的利害を守るために、環境基本法や公害対策基本法、騒音・振動・臭気等の条例・規則、都市計画法の法令が介入を正当化いたします。したがいまして、本町の介入はこれら上位法の範囲内で適正かつ必要な手法を組み合わせて対応していきたいと考えております。上位法には従わざるを得ない点は当然認識しなければなりませんが、法令の定める権限を適切に行使することで、住民の生活環境の悪化を抑止することは可能であると考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君）　ここで暫時休憩いたします。11時5分に再開いたします。

午前10時57分　休憩

午前11時05分　再開

○議長（加藤雅浩君）　休憩を終わり、会議を再開いたします。

1番　倉内貴成議員。

○1番（倉内貴成君）　1番議員　倉内貴成です。

大きく2項目について、分割質問方式にて質問を行います。

1項目め、岐南町地方創生総合戦略（第3期）を含めた行政の目標達成マネジメン

トについて伺います。

先般、町から示されました岐南町地方創生総合戦略（第3期）、これは令和7年度からの5年間、岐南町の進むべき道を示す羅針盤であります。しかし、これは単なる計画書ではなく、資料にあるとおり、私たち町民の貴重な税金の使い方を決める非常に重要な方針そのものだと理解しています。

この戦略の最大の目標、すなわちKG I（重要目標達成指標）は、資料にあるとおり、令和42年（2060年）における目標人口2万4,500人程度を達成することと資料にあります。すなわち、人口維持について、いかに日本の地域別将来推計人口よりも緩やかに人口減少を抑えていくことであること、行政運営において持続可能な人口、そして年齢分布を目指していくことであること、これが目標だと私も認識を共有しております。

問題はこの目標を絵に描いた餅にしないために、政を行う行政がどれほど本気で、どれほどシビアな戦略感覚を持って実行管理、マネジメントしていくのか、それに尽きると思っています。

そのために設定されているのが、資料に並んでいます重要業績評価指標（KPI）になります。

あえて申し上げるまでもなく、KPIとは最終目標である人口維持というゴールから逆算をして、このKPIをこの数値まで達成すればゴールに近づくと論理的に設定されるべきものであります。この戦略がやりっ放し、計画のための計画になつていなか、私たちの税金が本当にこの目標に対して逆算され、効果的に使われているのか、その実効性をチェックするべく、以下5点にわたり執行部の見解を伺います。

質問の1点目です。4つの基本目標それぞれにおいて、KG I達成から逆算したときに、執行部がこれは外せないと考える最重要KPIはそれぞれ何だとお考えですか。

これについて、第3期戦略では、4つの基本目標、すなわち「こどもが笑顔で育つまち」「多様な夢が実現するまち」「つながる安心・安全なまち」「ずっと住んでいたいまち」、この4つの基本目標を町は立てています。これに対し、幾つかのKPIがそれぞれ設定されています。しかし、行政のリソース、すなわち税金と人員は有限であります。

そこでまず、特にこの事業について力を入れていくんだという、執行部が注力しているKPIについてお示しをください。

質問の2つ目です。それぞれのKPI達成がどのように目標、KG Iである人口維持につながるのか、その論理的な関連性を分かりやすく説明してください。

KPIは、それ自体が目的ではありません。KPI達成がどのように最終目標に結

びつくのか、その論理的なつながり、言わば達成へのストーリーが町民に見えなければ税金を投じることへの理解は得られません。それぞれのKPI達成と、目標である人口維持との論理的な関連性、これを分かりやすくお示しください。

質問の3つ目です。KPIの進捗は、どのような頻度で、誰がどのような手法で評価をしていますか。

この戦略においては、P D C Aサイクルを構築すると資料に明記されています。

P D C Aとは言うまでもなく、P、プラン・計画、D、ドゥー・実行、C、チェック・評価、A、アクション・見直しのことです。この中でも重要だと言われているのはP、Dではなく、CとAあります。計画はC、チェックされてこそ意味があります。その評価の担い手として岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会が設定されていますが、実行段階での厳しいチェックが機能しているか、ややもすると形式的になつていいか懸念されます。るべき当たり前の姿は、言うまでもなく、単なる数字の集計ではなく目標未達成の要因分析まで踏み込んで、実効性のある評価プロセスが岐南町として担保できているかという状態であると思います。

そこで3つ目の質問です。繰り返しになりますが、数多く設定されたKPIの進捗は、具体的にどのような頻度で、誰が、それは審議会なのか、庁内の担当課なのか、誰がどのような手法で評価をしていますか、お答えをください。

そして、質問の4つ目です。KPIが目標未達成であった場合、どのような対策を講じるのか事前に計画をされていますか。計画は、未達成であった場合にどう動くのかが最も重要であると考えます。資料には隨時見直すと記載がありますが、その隨時とは具体的にどのような状況を指すのでしょうか。

ビジネスの世界では、KPIの進捗が芳しくないと予想された時点で即座に対策が行われます。結果を見てから考えるでは遅いからです。結果が出ませんでした。次にどうするのかはまた考えますではなく、結果が出なかった原因は○○だと考えられるためにその対策としてこのような施策を実施して、その結果として見込みはこの程度ですといった状態にP D C AのC、チェックのときにはこの状態になつないと税金を納めている町民に顔向けできません。

C、チェックはただ数字を確認して示すということではないということです。貴重な税金を無駄にしないためにも、具体的な対策発動の基準や仕組みを考える組織体制が必要と考えます。

繰り返しになりますが、質問の4項目め、KPI目標未達成であった場合、どのような対策を講じるのか、事前に計画をされているのかお答えください。

質問の5項目めです。令和5年度未達成事項において、例えば中学生以下を持つ世

帶の転入という項目について、過去実施した対策とその実績について、そしてそれを踏まえた現在の取組についてお答えください。

この質問は、直前の未達成であった場合どうするのかということにも関連をしておりますが、第3期戦略の実効性を問うために、あえて第2期戦略の評価結果についてお伺いしております。

第2期戦略基本目標1の成果指標、中学生以下の子を持つ世帯の転入（転入転出差）、これはまさに人口維持の根幹であると考えます。しかし、結果は基準値であった転出超過30よりも悪化し、転出超過51世帯という厳しい未達成の評価となっています。これは、第2期戦略におけるこの分野の施策がある意味で達成できなかった、失敗であったと認めざるを得ない数字であります。

ただ、ここで、組織マネジメントとしては目標未達成であったことを責めるのではなく、なぜ未達成になってしまったのか、その原因を考え、次に生かして対策をしていくこと、むしろ設定した目標自体がこれはおかしかったのではないかと振り返ること、こういった振り返り、次に生かしていくという行動が大切だと思われます。

これを踏まえて、繰り返しになりますが、中学生以下の子を持つ世帯の転入において未達成であったことについて、振り返りと現在の取組についてお示しください。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 倉内議員の1項目め、岐南町地方創生総合戦略（第3期）を含めた行政の目標達成マネジメントについての1番目のご質問、4つの基本目標において設定されたKPIの中で、それぞれ最重要KPIは何だとお考えですかについてお答えいたします。

4つの基本目標の中で、どのKPIについてもいずれも重要であり、達成に向けて積極的に取り組むべき内容だと考えております。その上でご質問をいただいておりますので、各基本目標において1項目挙げるとすれば、基本目標ごとに示している目指す将来像のうち、総合戦略の住民アンケートで今後の重要度が高いと回答があった項目として「子どもが笑顔で育つまち」では放課後児童クラブの待機児童数、「多様な夢が実現するまち」では空き店舗対策事業補助金の交付申請件数、「つながる安心・安全なまち」では災害用簡易トイレの備蓄数、「ずっと住んでいたいまち」では生ごみ堆肥化装置等の購入費助成申請件数の各項目が重要なKPIと考えております。これらの重要度が高い項目の目標値を達成できるよう事業を進めてまいります。

次に、2番目のご質問、それぞれのKPIの達成がどのようにKG1である人口維持につながるのか、その論理的な関連性を町民に分かりやすく説明してくださいにつ

いてお答えいたします。

本町では、学童保育の待機児童をゼロにすることを基本目標1のKPIとしております。その効果は、単に子供の放課後の居場所を確保するにとどまらず、人口動態や定住促進にも寄与するものと考えております。

1つ目の視点としては、仕事と子育ての両立支援が挙げられます。学童保育の待機児童が発生すると保護者が就業を継続できず、離職や勤務時間の縮小を余儀なくされます。待機児童がゼロであれば就業継続が容易となり、世帯収入の安定と将来設計の安心につながります。

2つ目の視点として、子育て負担の軽減が挙げられます。いわゆる小1の壁に象徴されるように、小学校入学後の放課後対策が不十分だと保護者に不安と負担が生じます。待機児童ゼロが維持されれば、子育て負担が軽減され、第2子、第3子の出産を検討しやすい環境が整います。結果として、出生率の向上に寄与する効果が期待されます。

3つ目の視点として、転出抑制と定住促進が挙げられます。子育て世帯が転出する理由の1つは、子育て環境の不安です。本町が待機児童ゼロを継続すれば、安心して子供を育てられる地域として評価され、転出抑制につながります。さらに、子育て支援の充実が岐南町で子供を育てたいという愛着を育み、定住意識の強化にもつながります。

このように、例えば学童保育の待機児童ゼロは保護者の就業継続を支えることで世帯収入の安定を生み、子育て負担を軽減することで出生率の向上に資し、子育てしやすい自治体としての魅力を高めることで転出抑制や定住促進に結びつく政策であると考えております。

一方で、出生率は、保育サービスだけでなく育児休業、雇用対策、経済的支援、男性の家事・育児参加などが複合的に影響を与えると考えられていることから、基礎自治体だけではなく県や国などと共に取り組んでいくべき大変大きな課題であると認識しております。

次に、3番目のご質問、KPIの進捗は、どのような頻度で、誰がどのような手法で評価していますかについてお答えいたします。

KPIの進捗につきましては、行政内部での進捗管理だけではなく、岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例に基づき、住民の方に加え、様々な知識と経験を有する有識者として、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及び報道機関に属する機関または団体の関係者の方を委員として委嘱し、岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を開催しております。審議会では、各施策の効果検証

として、各事業のKPIについて、目標値と実績値の比較や達成状況と分析を行うとともに今後の取組をお示しし、事業の評価をしております。今年度は7月に既に開催しております。

次に、4番目のご質問、KPIが目標未達成であった場合、どのような対策を講じるのか、事前に評価されていますかについてお答えいたします。

各施策の効果検証の際に行う達成状況の分析に基づき、今後の取組を審議会に示しております。

なお、KPIで定めている目標値は計画期間の最終年度のものであるため、策定1年目の今年度の実績では未達成のものも多くありますが、前のご回答でお答えしましたとおり、毎年度、達成状況の分析と今後の取組を評価し、審議会の外部有識者の方からの意見をいただきながら、より効果的な取組ができるよう対策を講じてまいりたいと考えております。

最後に、5番目の質問、令和5年度未達成事項において、例えば中学生以下の子を持つ世帯の転入について、過去実施した対策とその実績について、そしてそれを踏まえた現在の取組について教えてくださいについてお答えいたします。

過去に実施した対策としては、結婚・出産支援の強化として、妊婦健診の受診率の向上対策、妊婦交流事業の講座の充実、育児支援の充実として、育児講座の受入れ定員の拡充、保育施設の待機児童ゼロ、学童保育の待機児童ゼロなどが挙げられます。

なお、その実績としては、妊婦健診の受診率100%、妊婦交流事業の参加者数57人、育児講座の参加者数425人、保育施設の待機児童数ゼロ、学童保育の待機児童数ゼロなどとなっております。

現在の取組についてですが、中学生以下の子を持つ世帯の転入の指標に関しては、転出超過となっている理由の1つとして、転入世帯に単身もしくは夫婦のみの世帯が多いことに対して、転出世帯は夫婦に加え10歳未満の児童がいる世帯が多い傾向が見受けられます。成果指標の中学生以下の子を持つ世帯の転入では、岐南町の転入転出の傾向が影響しており、転出超過となっております。

このような岐南町の転入転出の傾向に対して、中学生以下の子を持つ子育て世帯の転出を抑制するため、第3期総合戦略では定住促進に係る施策を推進しており、令和7年度事業において、子育て世帯に向けた移住・定住関連情報をまとめたガイドブックの作成や、SNSを活用した情報発信強化事業を実施しております。町の様々な魅力や資源を分かりやすくまとめ、岐南町が便利で暮らしやすいまちであることを発信し、転入を促進するとともに、子育て世代に住み続けたいまちとして定住する場所に選ばれるよう、タウンプロモーションを推進してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 1番 倉内貴成議員。

○1番（倉内貴成君） 議長のお許しをいただきましたので、再質問をさせていただきます。

それぞれのKPI達成がどのようにKG1である人口維持につながるか、この論理的なつながりがちぐはぐであると計画そのものが成り立たない、もったいない結果になってしまうと考えます。

ここで2点、再質問いたします。

基本目標4、施策4、移住・定住において、今話していただいた移住・定住施策を進めていくというご回答をいただきましたが、まず質問の1点目、公式LINE登録者数は、重要業績評価指標（KPI）として本当に適切だとお考えですか。

私は、以下の理由から適切でないと考えています。

まず前提として誤解していただきたくないのは、公式LINEがよくないと言っているわけではありません。これが、この移住・定住施策においてKPIに設定するべきか否か、これが適切かどうかという観点で質問を行っています。

以下の点から適切でないと考えております。

1点目、公式LINEは皆様、岐南町の公式LINEに登録されている方もいない方もいらっしゃると思いますが、この公式LINE、不要になった場合は利用者の立場からするとこれは解除できるものではなく、一方的にブロックをするしか対応がありません。すなわち、転出された方においても、これは一度登録をしていた場合、この数字は積み上がっていく形になります。そのため、現在、令和5年度実績として公式LINE登録者数、町は3,596人ということを公表されていますが、これが全て岐南町民であるということは言えないということあります。これはずっと積み上がっていく数値であって今後減ることがない数字であるため、まずこの点からKPIとして適切ではないと考えます。

理由2つ目として、公式LINE登録者数のプロフィール、その実態の人のプロフィールが不明なため、調査不可なため、現在示している令和5年度3,596人のうち、先ほどと重複しますが、既に転出した方の人数がどれだけいるのか、これは把握できていない数字になります。

公式LINE登録者数は、ある程度現役世代が多いと思われます。既に暮らしている中で公式LINEに登録しようという、そういったタイミングというよりかは、むしろ転入してくる方に窓口の方が案内していただいて、公式LINEがありますよというような案内の下、転入してきた方が登録しているという形が多いかと思います。私も、実際に3年前、4年前、転入したときに窓口の方にご案内していただき、その

際に登録をいたしました。

そこで、先ほど部長から答弁がありましたけれども、この登録している方が現役世代が多いという中で、転出している方も、先ほどご答弁にあったとおり、この世代が現役世代、30代、40代が多いというお答えがありました。こういった中から、登録している方も現役世代、そして登録しているが転出している方も現役世代ということで、この数字に対して非常に信頼性がないと考えられます。

そして3つ目、公式LINEがそもそも定住に寄与するかという調査を行っていないということです。公式LINEはもちろんあったほうが便利だと思いますし、サービスとして私もよいと思います。しかし、これが移住・定住のKPI、すなわち町がこれを力を入れてやっていくんだと町民に数字を示して公表していく、この指標に対しては適切ではないと考えます。すなわち、転出者に対して、転出のタイミングで、あなたは公式LINEに登録していましたかというようなアンケート等を実施していないということでありますが、この公式LINEに登録していたか否かが転出に対して影響を与えていたか否か、これは全く相関が分からぬ状態であります。この状態で、これを町が税金を使ってしっかりと力を入れていくんだと町民に示すKPIとしては不適切だと考えます。

これらを踏まえて、何を根拠に現在のLINE登録者数をKPIに据えているか、これが適切だと思われるかをお教えください。

再質問の2つ目です。数字目標が公開されていない具体的な事業、この4の4、移住・定住において具体的なKPIとして数字が公表されていない事業としては、タウンプロモーションの推進があります。これらの実績及び今後の計画、また数字目標があれば、併せてお聞かせください。ご回答ください。

4の4、移住・定住の項目のKPIとしては、公式LINEの登録者数8,000人、オンライン化した行政手続の数200手続、この2つを設定されています。2つとも内容を見ると定住、町内の方に向けて定住の部分にフォーカスした施策かと思われます。しかし、移住の部分については、数字を示したKPIがこの資料の上では公開がされていません。

この具体的な事業の下の部分にはタウンプロモーションの推進、また本町出身者への働きかけ、これが転入、つまり移住に関しての施策だと思われますが、転出対策とともに人を呼び込むための転入対策が非常に重要だと考えられるため、町外へ、岐南町の町の外に対してどのような施策を打ち、結果どうだったか、そして今後の計画についてご回答をいただければと思います。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 倉内議員の1項目め、岐南町地方創生総合戦略（第3期）を含めた行政の目標達成マネジメントについての2番目のご質問、KPI達成と人口維持の関連性の再質問についてお答えいたします。

1番目の再質問、公式LINEの登録者数は、重要業績評価指数（KPI）として本当に適切だとお考えかについてお答えいたします。

公式LINEでごみの出し方検索や収集日、休日診療、防災・災害情報など生活に直結する情報を登録者に提供することで住民の利便性や満足度が向上し、行政サービスへの信頼感が高まります。

また、LINEのメニューから各種申込みや施設予約などの行政手続を可能にすることで行政手続の利便性を高め、住みやすさの実感が高まります。

これらのことから、多くの住民が情報接点を持ち、情報を効率的に得ることで、住民満足度や愛着度の向上、ひいては転出抑制につながる指標の1つとなります。

また、公式LINEの登録者数は、岐南町と住民との継続的な関係性の構築を示す分かりやすいKPIです。この数値を向上させ、その後の情報提供の質を高めることは、定住促進という目標達成につながる1つの方策だと考えます。

なお、本KPIを含むKPI全体の設定については、昨年度、外部の有識者など11名から成る岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会においてご助言やご確認をしていただいていることを申し添えいたします。

2番目の再質問、数字目標が公開されていない具体的な事業としてはタウンプロモーションの推進がありますが、これらの実績及び今後の計画を、目標数字があれば併せてご回答くださいについてお答えいたします。

本年度の事業としまして、子育て世代に向けた移住・定住関連情報をまとめたガイドブックの作成とSNSを活用した情報発信強化事業を実施しております。

まず、移住定住ガイドブックについては、委託業者と共に紙面作成を進めているところですが、岐南町の様々な魅力や資源を分かりやすくまとめ、来年1月に完成させ、2万5,000部作成した後、全世帯にポスティングにて配布する予定でございます。

また、移住を検討している方に届くよう、岐南町の近隣にある住宅展示場にも配布する予定をしております。

次に、SNSの情報発信強化業務については、岐南町が便利で暮らしやすいまちであると実感できる配信となるよう、内容の企画や撮影を進めているところです。来年3月末までには、委託業者とともにインスタグラムは11本、ユーチューブは3本制作

し、配信する予定をしております。ガイドブックのアナログ媒体とSNSのデジタル媒体と媒体が異なりますが、子育て世代に住み続けたいまちとして転入を促進とともに、定住する場所に選ばれるよう取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 1番 倉内貴成議員。

○1番（倉内貴成君） それでは、質問の2項目め、岐南町の総合的な治水対策について質問を行います。

本年7月の豪雨では、町内一部の道路が冠水状態となる事態が発生いたしました。本町の急速な市街化に伴い、かつて雨水を吸収していた田畠がアスファルトやコンクリートに覆われ、地盤の保水力が著しく低下したことに起因する典型的な都市型水害であると考えております。この問題を解決するため、排水路の改修といった従来のハード対策を進めることの重要性は論をまちません。しかし、町内全てのインフラを想定を超える豪雨に対応できるよう改修するには、莫大な財源と長い年月を要するのが現実だと思います。

計画倒れに終わらせらず、実効性のある成果へとつなげるためには、従来の流すだけの対策から、地域全体で流域治水、すなわち流す、ためる、備える対策へと発想を転換し強固な官民連携、町と住民、官民連携、そして岐阜市、各務原市を含めた広域の連携、こういった体制を構築することが不可欠であると考えます。

そこで、本町の治水対策について、以上の観点から5つ質問させていただきます。

1点目、現在の町の排水能力をどのように評価し、どのような点に課題があると認識されていますか。

2点目、流域治水も踏まえた治水対策の町の方針について見解をお示しください。

そして3つ目、4つ目、5つ目ですが、こちらは官民連携による雨水流出抑制の具体的手法についての質問になります。

3つ目ですが、各家庭への雨水貯留槽の設置に対する補助金制度について、本町としての見解をお聞かせください。こちらは以前、岐南中学生が「～みんなでつくる安心なまち～岐南を水災害から守ろう！」というサマースクール報告会に参加いたしました。そこでは、中学生が民の視点から自分たちにできることはないかという観点で非常に有意義な報告をしていただいていました。やはり官だけでは限界があるというのが現状、昨今の厳しい財政状態の中で、これから民、町民と共に力を合わせてどのように治水を行っていくか、この観点から、3つ目、4つ目、5つ目の質問を行います。

3つ目は、先ほどの雨水貯留槽についてどう思いますかということです。

4つ目ですが、住民側の費用負担や設置への動機づけを考慮すれば、より能動的な、インセンティブがある、やってもいいかなと思うような協力を引き出す、もう一步踏み込んだ施策が必要だと考えます。

そこで、住民にとっては、自宅の前の水たまりがなくなるといったような生活環境の向上に、そして行政にとっては浸水リスクの低減につながる、まさに官民双方の利益のある施策として、住宅の駐車場等を透水性コンクリート等で整備する際の費用を一部助成するような制度が有用ではないかと考えます。この透水性コンクリートの費用を一部補助する制度導入に向けた執行部の見解をお聞かせください。

そして5つ目ですが、雨水貯留槽や透水性コンクリート等の民間を巻き込んだ取組について、いつ頃までに検討の結果をお聞かせいただけるか、お教えください。

以上5点の質問です。よろしくお願ひします。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　倉内議員の2項目め、岐南町の総合的な治水対策についての1番目のご質問、現在の町の排水能力をどのように評価し、どのような点に課題があると認識されていますかについてお答えをいたします。

近年、局地的な豪雨の頻発化・激甚化が顕著になってきております。また、市街地化の進展に伴い、地表の保水力が相対的に低下傾向にあることから内水氾濫のリスクが高まっており、いかにそのリスクを低減するかが課題となっております。

現在の町の排水能力の評価につきましては、雨水幹線や貯留・浸透施設といったハード面と、ハザードマップの整備や水位情報の提供などのソフト面を総合的に評価する必要がありますが、雨水幹線や貯留・浸透施設の整備はいずれもまだ途上であること、令和8年度には内水ハザードマップの作成、公表を予定しておりますが、こちらも作成途上であることから、現段階では及第点には至っていないものと考えております。

これらを踏まえた町の課題としましては、局地的な短時間豪雨に見舞われた際の雨量が従来の計画雨量を上回る事例が増えている中、農地の減少により減少の一途をたどる遊水地の代替として機能する貯留・浸透施設の早期整備、また、それら施設の計画的な整備と運用の継続性を確保するための財源措置と人材確保が重要な課題であると考えております。

続きまして、2番目のご質問、流域治水も踏まえた治水対策の町の方針について見解をお示しくださいについてお答えをいたします。

治水対策については、従来の堤防や河道整備といったハード対策だけでは、局地的な豪雨の頻発化・激甚化や氾濫域の拡大といった気象条件の変化に十分に対応できな

いことが明らかになっております。このことから、議員のご質問にございましたように、今後は地域全体を視野に入れた流域治水の考え方を治水計画の中核に据えるべきだと考えております。

町は、境川流域総合治水対策協議会の構成員として、境川流域整備計画に基づき、総合的な治水対策を実施してきたところでございます。

また、加盟する境川改修期成同盟会において、境川を特定都市河川に指定するような沿川市町と合同で国に要望してまいりました。そういう活動や近年の豪雨の状況を踏まえ、県では境川の特定都市河川指定に向けた検討を進めていると聞いております。

境川が特定都市河川に指定されることで、特定都市河川整備計画などの法定計画の策定・更新が義務化・厳格化され、河川改修を一連の長期計画の中で統合的に進めることができます。

具体的には、計画に基づくハード対策に対して重点的に予算を配分できるようになり、さらに大規模開発者に対し、貯留機能の付与を義務づけるとともに、雨水流出のさらなる抑制を図るため、一定規模以上の雨水浸透施設等を整備する民間事業者等に対して整備費の一部を補助することが可能となります。

これらの取組を通じて、局地的な豪雨の頻発化・激甚化が今後も続くと見込まれますが、それに耐え得る災害に強い、安全なまちづくりを推進してまいります。

続きまして、3番目のご質問、各家庭への雨水貯留槽の設置に対する補助金制度について、本町としての見解をお聞かせくださいについてお答えをいたします。

雨水貯留槽は、その名のとおり、雨水を一時的にためることや地中に浸透させることにより、大雨時、雨水の排水路への流入量を低減することで洪水や氾濫を抑え、浸水被害を軽減する設備でございます。また、災害時には断水のトイレ洗浄や器具の洗い物にも利用できるなど非常時の貴重な水源として活用することができます。このような機能を併せ持つことから、災害対策としても非常に有効であると考えております。

そのため、今後は他市町の補助制度の事例を調査するとともに、先ほど特定都市河川について説明させていただきましたが、特定都市河川に指定された流域は、必要となる要綱制定や予算措置等を行った上で国から予算等の支援を受けることができると伺っておりますことから、財源として活用することが可能であるか確認した上で補助制度導入の可否や制度の内容について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4番目のご質問、透水性コンクリートの費用を一部補助する制度導入に向けた執行部の見解をお聞かせくださいについてお答えいたします。

透水性コンクリートは、雨水を地中に浸透させることで地表を流れる雨量を減らし、

河川への負荷を軽減することができます。また、地下に浸透した水分が蒸発する際の気化熱により周辺の温度が下がるため、ヒートアイランド現象の緩和にもつながることが期待されています。

しかしながら、施工業者が限定されており普及が見込みにくいこと、また、先ほどの雨水貯留槽と異なり、国から予算等の支援を受けることが見込めないと伺っておりますことから、現時点では積極的に導入することは考えておりません。

続きまして、5つ目のご質問、雨水貯留層、透水性コンクリート等の民間を巻き込んだ取組について、いつ頃までに検討の結果をお聞かせいただけますかについてお答えをいたします。

さきのご質問にお答えする際、触れておりますとおり、現在、境川の特定都市河川指定に向けた動きがございます。そのことから、特定都市河川の指定後に具体的な内容、方向性につきまして検討させていただきたいと考えております。

なお、町では、令和8年度に雨水管理総合計画を策定する予定です。この計画は、雨水対策に関する基本構想と時系列を考慮した全体計画で構成されており、過去の浸水被害状況や浸水シミュレーションの結果を踏まえて、雨水整備を行う地区やスケジュールを効率的かつ効果的に定めることを目的といたしております。この計画を踏まえながら、まずは雨水幹線の整備や貯留施設の整備を軸に治水対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） ここで昼食のため、暫時休憩といたします。午後1時より再開いたします。

午前1時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 小椋正子議員。

○2番（小椋正子君） 2番議員 小椋でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

通告に従い、3項目の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、予防医療の推進についてお伺いいたします。

高齢化社会の中において、より長く健康な生活を送る上で予防医療の重要性は増しています。健康寿命を延ばしていくことは社会保険料の抑制にもつながっていきます。健康診断により、早期発見、治療を促し重症化を予防、生活習慣の見直しなどにより健康寿命を延伸することができます。

そこで1つ目、健康診断の特定健診の年代別の受診率はどのようにになっていますか。
2つ目、健診時の支払いに電子マネーやクレジット扱いはできないでしょうか。
3つ目、乳がん検診時に甲状腺検査が一緒にありましたか、いつから乳がん検診のみになったのでしょうか。

4つ目、RSウイルスのワクチン接種の助成制度はお考えではないでしょうか。
2歳までには100%かかると言われています。妊娠中にRSウイルスワクチンを接種することにより乳幼児の重症化を防ぐことができます。年間約3万人の2歳未満児が入院しているこの感染症で、入院した経験がある小児は健常児と比べてぜんそくの発症リスクが21.8倍も上昇することもあり、RSウイルスの病原性は新型コロナやインフルエンザウイルスに次ぐ高齢者施設での集団感染も多く、持病の内容によっては死亡率が高いです。

現在、独自の補助制度を設けた自治体もあります。妊娠や60歳以上の慢性疾患をお持ちの方が対象になっており、大府市では今年8月から任意接種費用の助成が開始されました。自己負担でためらう方のために助成制度は、町ではどのようにお考えでしょうか。

以上で1項目めの質問を終わります。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

- 議長（加藤雅浩君） 堀塙康伸健康福祉部長。
- 健康福祉部長（堀塙康伸君） 小椋議員の1項目め、予防医療の推進の1番目のご質問、健康診断（特定健診）の年代別の受診率はについてお答えいたします。

国民健康保険における特定健診受診率は、令和4年度37.3%、令和5年度40.8%、令和6年度38.6%となっており、年代別の受診率を見ますと、40歳から44歳が、令和4年度16.7%、令和5年度19.8%、令和6年度23.7%、45歳から49歳が、令和4年度22.2%、令和5年度27.2%、令和6年度23.6%、50歳から54歳が、令和4年度23.0%、令和5年度22.6%、令和6年度26.4%、55歳から59歳が、令和4年度23.7%、令和5年度27.5%、令和6年度29.4%、60歳から64歳が、令和4年度39.7%、令和5年度44.4%、令和6年度39.0%、65歳から69歳が、令和4年度40.4%、令和5年度46.2%、令和6年度43.9%、70歳から74歳が、令和4年度51.5%、令和5年度54.7%、令和6年度50.6%となっており、若い年代は受診率が低く、逆に高齢者は受診率が高い状況となっております。

次に、2番目のご質問、健康診断の自己負担金の支払いに電子マネーやクレジット扱い扱いはできないかについてお答えいたします。

集団がん検診や特定健診、39（サンキュー）健診など、健診スタッフが施設へ出向いて行う巡回健診は、毎年入札により委託業者を決定し実施しております。このよう

な巡回健診では、業者が受診者から自己負担金を徴収し、町は委託料から自己負担金を差し引いた額を業者に支払うという方法となっております。今年度の委託業者に確認したところ、巡回健診ではキャッシュレス決済システムを構築していないため、現金のみでの対応としているとのことです。多くのキャッシュレス決済サービスでは売上げから一定割合の手数料が差し引かれるため、他市町においても巡回健診での導入実績は少ないと認識しております。

議員のご指摘どおり、キャッシュレス決済が可能となればポイ活にもなり、利便性の向上にもつながります。現在、町としてもDX推進に全庁的に取り組んでおります。その中で優先順位等を考慮し検討してまいります。

次に、3番目のご質問、乳がん検診時に甲状腺検査が一緒にありましたが、いつから乳がん検診のみになったのかについてお答えいたします。

平成初期までのがん検診項目を調べたところ、岐南町において甲状腺検査を実施していた記録はなく、国のがん検診実施のための指針においても実施項目となっていたことはありませんでした。

次に、4番目のご質問、RSウイルスワクチン接種の助成制度をどう考えているかについてお答えいたします。

RSウイルス感染症は、軽症であれば鼻水、せき、発熱など風邪に似た症状で収まるものですが、乳児や早産児、肺や心臓に基礎疾患有する方や高齢者においては重症化リスクが高い疾患です。現在は、早産児や未熟児、特定の疾患有する子供に対し、保険適応でワクチン接種が可能となっています。

近年、妊婦・高齢者を対象とした新しいワクチンが承認され、接種可能となりましたが、現時点での日本におけるRSウイルスワクチンは予防接種法上の定期接種ではなく任意接種の位置づけです。厚生労働省ワクチン分科会では、RSウイルスワクチンの定期接種化について検討しているところですが、現在はまだ科学的、費用的、制度的な面において準備・検討を進めている段階です。これらを踏まえ、現時点でRSウイルスワクチンの公費助成を即時に進める方針には至っておりません。

本町としましては、今後のRSウイルス感染症の予防接種をめぐる状況を注視しつつ、先進自治体の実績や公費負担の対象外となっているほかの疾病との整合性を検討し、地域の実情に即した最適な選択を行えるように努めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 2番 小椋正子議員。

○2番（小椋正子君） 2つ目の質問に移ります。

災害時の避難所の充実についてお伺いをいたします。

防災課題の1つに避難所環境の改善があります。体育館の硬い床での雑魚寝、不衛生なトイレ環境があり、防災庁が強化すべき取組としてスフィア基準が非常に大切だと言われています。

1つ目は、福祉避難所の受け入れはどのようにになっているのでしょうか。

2つ目、災害避難時、ペットの対応はどのようにになっているのでしょうか。今は、子供の数よりペットの数が多いと言われています。

3つ目、災害時の避難はスフィア基準を生かしたものになっているのでしょうか。

以上で2項目めの質問を終わります。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君）　板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君）　小椋議員の2項目め、災害時の避難所環境の充実の1番目のご質問、福祉避難所の受け入れはどのようにになっているかについてお答えをいたします。

災害が発生した際、福祉避難所は、高齢者や障害者、妊娠婦など一般の避難所での生活に困難を抱える要配慮者が安心して避難生活を送るために開設される二次的な避難所であります。一般の避難所に避難している要配慮者のスクリーニングの判断基準を参考に、福祉避難所などのほかの避難先への搬送が必要な方がいる場合は、町の災害対策本部と連携を取り、速やかに対応を検討いたします。

町では3か所の公共施設のほかに、9か所の災害時の要援護者避難施設として民間福祉施設等の使用に関する協定を締結しております。

岐南町地域防災計画には、重度の障害者や要介護3以上の方については避難施設として民間福祉施設の使用を考慮することとされ、あらかじめ個別避難計画を作成し、避難が必要になった際、福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものといたしております。なお、移送については、原則として本人または家族の責任で行うものとしておりますが、独居の高齢者や高齢者のみ世帯などは、個別避難計画において避難支援実施者が行うこととなっております。何らかの理由により移動が困難な場合は、協定締結先に協力を要請することもできます。

また、福祉避難所の生活環境を充実させるために、災害時の要配慮者に向けた福祉用具を令和7年度からの岐阜県福祉避難所等福祉用具整備事業補助金を活用して、車椅子、歩行器、歩行補助つえ、ポータブルトイレを購入して備蓄する予定となっております。

続きまして、2番目のご質問、災害避難時、ペットの対応はどのようにになっているかについてお答えをいたします。

発災時において、被災者が犬や猫などのペットと同行避難することは避けられない

ことと考ておりまます。ただし、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人たちへの配慮が求められることから、避難所の居住場所においてペットと同居することは適切ではないと考えております。

町としましては、ペット同行避難に対応するため、避難所ごとに屋外に飼養施設の設置をすることにより、避難住民のアレルギー等や避難所の衛生面に考慮した対応をしてまいりたいと考えております。

なお、避難所敷地内という限られたスペースの中でペットとともに避難いただくには、日頃からのしつけも含め、災害時におけるペットの救護対策について、環境省より示されております災害時におけるペットの救護対策ガイドラインの普及啓発を狂犬病予防接種時等の機会を捉え、進めてまいりたいと考えております。

また、県と岐阜県獣医師会との間の災害時における動物の救援活動に関する協定に基づいて獣医師会からの支援が得られるよう、県の協力を仰ぎながら対応してまいりたいと考えております。

なお、発災時のペットとの同行避難や避難所でのペット対応における指針を整備する目的で、岐南町被災動物救援マニュアル及び避難所における被災動物救援マニュアルの策定準備を進めております。それらマニュアルの策定準備と並行し、ペットの飼い主に対する災害時の備えについて啓発活動も行いたいと考えております。

また、町では、アレルギー、騒音や衛生上の問題からペットは原則屋外での管理を想定しており、スペース確保のためのペット避難用フェンスを8台備蓄しておりますが、基本的にはペットオーナーの責務としてペットの管理に係るゲージ等の用具や餌については各自で準備していただくよう、併せて啓発・周知してまいります。

続きまして、3番目のご質問、災害時の避難はスフィア基準を生かせたものになっているかについてお答えをいたします。

スフィア基準とは人道憲章と人道支援における最低基準の通称で、紛争や災害の被災者が人間としての尊厳を保ち、生命を守るための最低限の条件を定めた国際的な基準でございます。日本でも、2016年に内閣府が避難所運営ガイドラインにおいて、避難所の質の向上を考えるときにスフィア基準を参考にすべき国際基準として取り上げております。

町でも、避難所運営における避難所の収容人員数についてはスフィア基準を参考に、1人当たりの最低限の占有面積3.5平方メートル及び車椅子で通行可能な通路幅1.3メートルを確保するため、1人当たり面積の目安を5.8平方メートルで算出いたしております。

岐阜県避難所運営ガイドラインに沿って避難所運営マニュアルを改定しており、感

染症対策、生活環境の改善、立地や設備の確保、女性の視点を踏まえた運営など多面的な要素を組み込んでおります。今後につきましても、引き続き避難所の環境整備について注力してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 2番 小椋正子議員。

○2番（小椋正子君） 3項目めの質問に移ります。

デジタル端末を利用した心の悩みに寄り添うシステム導入についてお伺いいたします。

小・中学校は10月から新しいi Padが導入されました。子供たちの主体性を引き出す学習の道具として活用、オンラインでの学習も円滑に進められるということでスタートしています。

学びとしてi Padを使用するわけですが、1つご提案したいことがあります。毎日、子供たちが心の天気模様をi Padに表すことができないかと考えます。今日の心の天気模様は晴れマーク、もしくは曇りマーク、または曇り後雨といったように簡単に表示できないか、子供たちが毎日楽しく過ごしているか、学校生活で悩んでいないか、いじめられていないかなど、早期発見につなげていけないだろうかと考えます。

1つ目に、10月からの小・中学生のi Padの導入時に心の天気模様を表示できないでしょうか。

2つ目、先生や保護者のコミュニケーションツールとして活用できないでしょうか。

3つ目、子供たちの心の発見を素早くキャッチするため、検討できないでしょうか。

以上で3項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） ただいまの小椋議員のほうからのご質問、特に今回導入されましたタブレット端末に関わるご質問でしたので、この機会をお借りしまして町のほうから導入いただいたタブレット端末を紹介させていただこうと思っています。

折り畳みができるこんなようなものでございまして、これを開けるとデスクトップ上でこういうような形で、キーボードもすぐに利用できるし、色分けがしてあってどの指でどのキーをたたくかというのはキー入力も非常に大事になってきますのでそうした能力もつけられるようにということと、一体化になっておりましてこのケースも非常に頑丈になっていて、特に安全面からいうと破損のリスクを減らすためにこうしたKEY PALETT0 Folioというようなものを添えているということと、それからアプリケーションというか内部の管理については、専門用語というか詳しいことは分かっていませんけれどもJ amfというものがあって、一括・一元管理ができるということ、そしてインターネット関係でいうと、ウェブ管理ということでi -フィルター、また、

その設定については、何時から何時まで使えるようにというような保護者のほうの管理もできるようなそういった仕組みも入っているところです。

今は安全管理だけを申し上げましたけれども、子供たちがこういうものを使って学習を進めていくということでぜひ見てやってほしいし、いい姿があれば認めてやっていただけたらありがたい、そんなことを思っています。

では、3項目めのご質問にお答えをしたいというふうに思っています。

小椋議員から3項目め、デジタル端末を利用した心の悩みに寄り添うシステム導入ということでその中の1つ目のご質問、10月から小・中学生のiPad導入時に心の天気模様を表示できないかについてお答えをいたします。

10月より導入の第2期GIGAタブレット端末については、これまでミライシードというあれのドリルパーク、計算ドリル、漢字ドリルを含めたドリルパークやテストパーク、あるいは授業で実際に交流するロイロノートであるとかマイクロソフトTeams等でオンラインを進めたりとかそういったアプリが入っておったわけですけれども、このたびも、先ほどもキーの色が違っているように、タイピングランドであるとか、もう一つL-Gateという学校向けの学習eポータルというのも導入をしています。

特にL-Gateについては、令和8年度、来年度からもう一つ、校務支援システムというのが県内統一で入ってまいります。教員の働き方改革も含めてですね。そうしたものと非常に親和性が高いものとなっています。L-Gateには、先生から児童・生徒へのお知らせ機能であるとか、アンケート機能が搭載されております。また新しい校務支援システムと連動させることによって、議員ご指摘のアンケート機能を活用した心の健康管理も一元化することが可能になってまいります。

ただし、このL-Gateというのは心の天気模様の専用アプリではございません。まずは先進的な実践取組を学び、羽島郡2町の児童・生徒に合ったもの、そして学年発達に応じたアンケートの質問、あるいは回答の在り方を開発しながら運用方法と、体制を整備してまいります。その上で新しい校務支援システムの導入時には現在のすぐーるによる健康観察・欠席報告に併せて、心の健康観察も朝の会の時点で担任が確認できるよう計画をしているところでございます。

続いて、2点目のご質問、先生や保護者のコミュニケーションツールとして活用できなかについてお答えをいたします。

この新しいタブレットは児童・生徒と教員はマイクロソフトTeams以外にも先ほど申しましたL-Gate、あるいは校務支援システムと連動させることによって小学校の低学年の児童でも内容に応じて先生と応答することが可能になってまいります。

す。しかしながら、タブレット端末及びそのアプリについては子供のために貸与されるものでありますので、保護者の使用についてはその機能をお子様と一緒に使うというところまでにとどめたい、そんなことも思っています。保護者連絡では、現在のすぐーるを継続して利用することを考えております。新しい校務支援システムはすぐーるとの親和性、これもまた非常に大変いいものでありますので、教職員はすぐーるの内容についても校務支援システムのダッシュボードというものからそれを把握できますし、また場所を離れたロケーションフリーといいますかそうしたところでも把握できますので、そうしたものを活用していきたいというふうに考えています。したことから、これまでよりも一層利便性が高まってスピーディーな連絡・相談・対応ができるようになってまいります。

最後に、3つ目の質問ですけれども、子供たちの心の発見を素早くキャッチするために検討できないかについてお答えをいたします。

初めに、現在はどう子供たちの心を把握しているかについて、次のことを行っております。

年3回ですけれども、心のアンケートというのを実施しています。それから、特に中学校では生活記録というものを通しながら、子供たちの心の理解といいますかそうしたものに努めています。

それから年2回、町のほうでも予算化しておっていただけますけれども、ハイパーQUというものを使いながら学校生活の満足度や意欲、あるいは学級集団の状態はどうであるか、そうしたものの調査を生かしながら把握をする。

4つ目は、マイクロソフトTeams等で目的に合ったチームを作成し、意見を述べ合うこと、そういった場を設定していること。

5つ目には、個別で教育相談を実施しながら子供の困り感に寄り添うことなどを行っております。

さらに、素早く心の状態をキャッチする方法として、議員ご提案の心の天気模様、そうしたものもあるなどということを思って現在構想を練っているところでございます。1番目のご質問で述べましたが、L-Gateと校務支援システムの連携によって心の天気アンケートを行うということです。このシステムを運用するには、心の天気（シグナル）の送り手である児童・生徒がサインを送ったときに、受け手である教職員が素早く確実に把握することが重要になってまいります。そのために、受け手である教員が毎日一定の時刻に確認をするために健康観察や欠席報告と同じ1つのダッシュボードで心の天気が確認できるのかどうか、それから心の不調を訴える児童・生徒がいた場合、アラートやサインがダッシュボード上で表示されるか、そういったもの

が確認しやすくなるのか、そうしたことであるとかそういうものを現在調査して進めているところでございます。

教員が児童・生徒の思いや悩み、訴えを適切に受け止められること、そして、児童・生徒にとっても相談しやすく安心できる環境とするためにも、サインの見落としがないシステムを構築すること、それからロケーションフリー、どこでも対応が可能となること、そして、対応する時間的なゆとりを生み出すこと等の条件を満たせるよう検討しながら実効性の高い対応ができるよう整備を図ってまいります。以上で答弁を終わらせていただきます。



休会

○議長（加藤雅浩君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、10月25日から29日までの5日間休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、10月25日から29日までの5日間休会とすることに決定いたしました。なお、次回の会議は10月30日午前10時開きます。



散会

○議長（加藤雅浩君） 本日はこれにて散会といたします。

午後 1時30分 散会



本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

加 藤 雅 浩

岐南町議会議員

小 島 英 雄

岐南町議会議員

倉 内 貴 成

